

館林市教育大綱

（素 案）

平成31年4月1日

館 林 市

1 策定の趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長が、総合教育会議において教育委員会と意思の疎通を図りながら、教育に関する総合的な施策の目的や方針について定めたものです。

市長と教育委員会は、教育大綱に定められた事項をお互いに尊重しながら、より一層民意を反映した教育行政に取り組んでいきます。

2 基本理念

館林市教育大綱は、第五次総合計画「たてばやし市民計画2020」の将来のまちの姿や教育分野における基本目的、施策目的を共有し、同計画と整合性のある総合的な教育行政の推進を図ります。

○ 将来のまちの姿 「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」

○ 基本目的と施策目的

基本目的 子どもたちが健やかに成長できるまち

施策目的 ◆子育てを社会全体で支えあい、元気な子どもが育つまち
◆心身ともに健康で確かな学力を身につけた子どもが育つまち

基本目的 学ぶよろこびや豊かな心を育むまち

施策目的 ◆生涯にわたって学び続けることができるまち
◆芸術や文化、歴史や伝統を知り親しむことで、郷土に愛着と誇りが持てるまち
◆楽しんでスポーツができる環境があり、スポーツが盛んなまち

3 対象とする期間

平成31年度から平成32年度までの2年間

4 他の計画との関係

館林市教育大綱は、国や群馬県の教育振興基本計画を参酌しつつ、市の第五次総合計画「たてばやし市民計画2020」を最上位の計画として、理念を共有して策定し、毎年度作成する「教育行政方針」をその実施計画として位置づけています。

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
たてばやし市民計画2020								次期館林市総合計画 ⇒				
教育行政方針 (毎年見直し)	教育大綱					教育大綱 (今回)		⇒				
	教育行政方針 (毎年見直し)							⇒				
国の教育振興基本計画 (第2期)					国の教育振興基本計画 (第3期)					⇒		

5 重点的な取り組み

教育大綱の理念・目的の実現に向け、次に掲げる事項を重点的に取り組みます。

◆子育てを社会全体で支えあい、元気な子どもが育つまち

次代を担う子どもたちが、地域社会の見守りのなかで明るく元気に育まれるまちづくりに取り組みます。

- ・子育てする家庭の支援
- ・子どもの居場所づくりの推進

◆心身ともに健康で確かな学力を身につけた子どもが育つまち

子どもたちが豊かな心とたくましさを身につけ、これからの社会を担うための人間として成長できるまちづくりに取り組みます。

- ・思いやりの心もち、命を大切にする教育の推進
- ・確かな学力の向上を図る教育の実践
- ・特色ある学校づくりの推進
- ・個性を大切にし、個性に応じた多様な学びを実現する教育の推進

◆生涯にわたって学び続けることができるまち

人々の生涯を通じた学びが保障され、その成果があらゆる場面で生かされるまちづくりに取り組みます。

- ・生涯学習の成果が還元され、学びの輪が広がる仕組みづくりの推進
- ・地域コミュニティの担い手となる人材の発掘、育成
- ・生涯学習活動の拠点である公民館施設の整備、充実

◆芸術や文化、歴史や伝統を知り親しむことで、郷土に愛着と誇りが持てるまち

郷土の歴史や文化を理解し、地域の特色や伝統に根ざした新しい文化を創造できるまちづくりに取り組みます。

- ・郷土の歴史や文化遺産、自然遺産を活用したまちづくりの推進
- ・芸術文化活動の拠点施設の整備、充実

◆楽しんでスポーツができる環境があり、スポーツが盛んなまち

いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しむことができ、競技力の高い選手が育つまちづくりに取り組みます。

- ・子どもから高齢者まで生涯スポーツに取り組める環境づくりの推進
- ・スポーツ活動の拠点施設の整備、充実

平成31年4月1日

館林市長 須藤和臣